



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 26 日 (金)
号外第 50 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例 (22) (政策法務課) 3
◇ 規 則	新元号の制定に伴う関係規則の整理に関する規則 (34) (〃) 4
◇ 告 示	新元号の制定に伴う関係告示の整理 (267) (〃) 5
◇ 選管規則	新元号の制定に伴う関係選挙管理委員会規則の整理に関する選挙管理委員会規則 (1) 6
◇ 公安告示	新元号の制定に伴う関係公安委員会告示の整理 (1) (警務課) 7
◇ 企業局管 理規程	新元号の制定に伴う関係企業局管理規程の整理に関する企業局管理規程 (1) (経営企画課) 8
◇ 病院局管 理規程	新元号の制定に伴う関係病院局管理規程の整理に関する病院局管理規程 (4) (総務課) 9
◇ 議会告示	元号が改められることに伴う関係議会告示の整理 (2) (議事・法務政策課) 10

==== 公布された条例のあらまし =====

◇新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の制定理由

新元号が制定されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県条例の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であつて、平成の元号をもって表記されているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に改める。
- (2) 施行期日は、元号を改める政令の施行の日とする。

==== 公布された規則のあらまし =====

◇新元号の制定に伴う関係規則の整理に関する規則

1 規則の制定理由

元号が改められることに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県規則の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であつて、平成の元号をもって表記されているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に改める。
- (2) 鳥取県規則の様式の規定中元号等の次に年又は年度を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号等を削る。
- (3) 施行期日は、元号を改める政令の施行の日とする。

条 例

新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

新元号の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

鳥取県条例の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であって、平成の元号をもって表記されているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に改める。

附 則

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

規 則

新元号の制定に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

新元号の制定に伴う関係規則の整理に関する規則

第1条 鳥取県規則の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であつて、平成の元号をもって表記されているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に改める。

第2条 鳥取県規則の様式の規定中元号又は元号を表す略語（以下「元号等」という。）の次に年又は年度を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号等を削る。

附 則

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第267号

新元号の制定に伴い、関係する告示の一部を次のように改正し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示の規定中令和の元号をもって表記されるべき年又は年度であって、平成の元号をもって表記されているものについては、それぞれに相当する令和の元号による年又は年度に改める。

鳥取県告示の様式の規定中元号の次に年又は年度を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号を削る。

選 管 規 則

新元号の制定に伴う関係選挙管理委員会規則の整理に関する選挙管理委員会規則をここに公布する。

平成31年4月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

新元号の制定に伴う関係選挙管理委員会規則の整理に関する選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規則の様式の規定中元号の次に年を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号を削る。

附 則

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

公 安 告 示

鳥取県公安委員会告示第1号

新元号の制定に伴い、関係する公安委員会告示の一部を次のように改正し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

平成31年4月26日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

鳥取県公安委員会告示の様式の規定中元号の次に年を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号を削る。

企 業 局 管 理 規 程

新元号の制定に伴う関係企業局管理規程の整理に関する企業局管理規程をここに公布する。

平成31年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

新元号の制定に伴う関係企業局管理規程の整理に関する企業局管理規程

鳥取県企業局管理規程の様式の規定中元号の次に年又は年度を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号を削る。

附 則

この規程は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

新元号の制定に伴う関係病院局管理規程の整理に関する病院局管理規程をここに公布する。

平成31年4月26日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第4号

新元号の制定に伴う関係病院局管理規程の整理に関する病院局管理規程

鳥取県病院局管理規程の様式の規定中元号の次に年又は年度を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号を削る。

附 則

この規程は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

元号が改められることに伴い、関係する議会告示の一部を次のように改正する。

平成31年4月26日

鳥取県議会議長 稲 田 寿 久

鳥取県議会告示の様式の規定中元号の次に年を記載する箇所を設けている部分に係る当該元号を削る。

附 則

この告示は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。